

桜井茶臼山古墳航空写真画像解析及び三次元データを用いた 遺跡解説用CG動画作成業務仕様書

第1章 総 則

第1条（業務名等）

本仕様書は、奈良県教育委員会（以下「発注者」という。）が実施する「桜井茶臼山古墳航空写真画像解析及び三次元データを用いた遺跡解説用CG動画作成業務」（以下「本業務」という。）に関する諸事項を定めるものである。

第2条（目的）

本業務は、奈良県桜井市外山地内に所在する国指定史跡桜井茶臼山古墳について、その文化財的価値を専門家以外にも正確かつ簡便に解説するための公開資料を作成し、文化財への理解を深めるとともに観光誘客など地域活性化を図ることを目的とする。

本業務では、これまでに蓄積してきた発掘調査成果や三次元データを用いて、同古墳の墳丘や石室構造等についての的確でわかりやすく表現した5分程度のCG動画を作成するものとする。

第3条（履行期間）

契約締結日～平成29年3月24日

第4条（適用）

- ① 受注者は、本業務の実施に際して、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、文化財保護法、測量法等の関連法令及び諸規則に従って実施するものとする。
- ② 本仕様書に示していない事項、並びに疑義が生じた場合は、その都度発注者もしくは発注者の監督職員（以下「監督職員」という。）と協議して、その指示を受けるものとする。
- ③ 本業務で生じたデータ及び成果物の著作権は、すべて発注者に帰属する。
- ④ 受注者は、本業務で知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。また、作業中に生じたすべての成果を、許可なく第三者に公表または貸与してはならない。

第5条（管理技術者等）

- ① 本業務の実施に当たって、受注者は三次元計測およびデータ処理の経験豊富な管理技術者、文化財調査に関する知識と業務経験が豊富な照査技術者を定め、常に監督職員と密接に連絡をとり、その指示に従うものとする。

- ② 管理技術者、照査技術者は、以下の要件を満たすものとする。
- ・管理技術者は、受注者が雇用する、測量士の資格を有し、文化財の航空写真画像及び三次元データ解析の実績を有するものとする。
 - ・照査技術者は、受注者が雇用する、埋蔵文化財調査士または同等の資格（大学において考古学ないしそれに相当する学科を専攻し卒業したもの等）を有し、文化財調査と報告書作成の実績を有するものとする。

第2章 業務概要

第6条（業務内容）

本業務の概要は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------------------|----|
| ① 桜井茶臼山古墳周辺地形の空中写真撮影及び画像解析 | 1式 |
| ② 同古墳の墳丘及び石室の三次元データから遺跡解説用CG動画作成 | 1式 |

第7条（手続き等）

本業務を実施するに当たり、受注者は以下の書類を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

- ① 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定に基づく、測量業者としての登録通知書（写）
- ② 作業計画書及び作業工程表
- ③ 管理技術者届及び照査技術者届
- ④ 管理技術者及び照査技術者の資格及び実績を証する書類（写）、及び健康保険被保険者証（写）

第8条（貸与資料）

- ① 墳丘および竪穴式石室、木棺の3次元データ、スチール写真及びその他の調査資料。
- ② 受注者は貸与品の取り扱いに十分注意するものとする。
- ③ 受注者は、上記貸与資料を作業完了後速やかに発注者に返却するものとする。

第9条（作業報告）

受注者は、発注者が必要と認めたときは作業の途中経過を速やかに報告するとともに、その指示に従うものとする。

第10条（作業中の注意事項）

- ① 本業務に必要な手続きは、受注者において遺漏なく行うこととする。
- ② 受注者は、本業務実施中に事故や第三者との間に問題が生じた場合は、発注者に遺漏

なく報告し、受注者の責任において速やかに適切な処理をするものとする。

第11条（検査）

- ① 受注者は、本業務完了後、業務完了届及び納品書とともに成果品を提出し、発注者の検査を受けるものとする。
- ② 前項の検査あるいは受注者の責に帰すべき事由により手直し修正のある場合は、受注者の責任において速やかに修正するものとする。
- ③ 業務完了後、受注者の過失または疎漏に起因する不良箇所等が発見された場合は、受注者の責任において速やかに処置するものとする。

第12条（撮影）

- ① ラジコンヘリ等により桜井茶臼山古墳墳丘周辺の撮影を行う。
- ② 受注者は撮影の実施にあたり、対象地区の地理的条件等を観察し、手法、機材等について発注者の承認を得なければならない。
- ③ 航空法に基づく申請手続きは受注者が行う。

第13条（その他）

本業務の設定項目等について、発注者と受注者の打ち合わせにより変更が生じた場合は、協議のうえ対処するものとする。

第3章 遺跡解説用CG動画作成

第14条（CG動画）

- ① 貸与する三次元データ、スチール写真、及び撮影する空中写真の画像から、桜井茶臼山古墳の立地や構造の特色を解説するためCG動画を1本作成する。
- ② CG動画は5分程度のもとし、内容については下記構成を標準とし詳細は発注者と受注者が協議して決定する。
 1. プロローグ
 2. 当該古墳周辺環境説明
 3. 墳丘（現況）→墳丘（スキャンデータ）→石室（スキャンデータ）→木棺（スキャンデータ）→復元木棺（復元CG）
 4. エピローグ（復元された墳丘→エンドロール）
- ③ CG動画の画角は16：9、画質のクオリティはフルHD（1920×1080）とし、再生環境を考慮し発注者と受注者が協議して決定する。
- ④ CG動画には、内容を解説する字幕（テロップ）及びナレーションを入れるものとし、ナレーションは専用スタジオでプロのナレーターによるものとする。

- ⑤ 字幕及びナレーションの文言は、発注者から提供するものとし、挿入のタイミング等は発注者と受注者が協議して決定する。
- ⑥ CG動画のデータは、DVD、ブルーレイ、ムービーファイル（MPEG-4形式）で納品するものとし、それぞれ動画のみ、動画＋字幕、動画＋字幕＋ナレーションの3種とする。

第15条（打ち合わせ等）

CG動画の構成についての打ち合わせを中間打ち合わせとして5回、ナレーション以外の校正は2回行うものとし、実施の時期は以下のとおりとする。ただし、ナレーションの録音は1回のみとし、校正は行わないので、録音を行う前に十分協議した上でスタジオにて録音すること。

- ① CG動画作成前
- ② 動画校正後とナレーション内容
- ③ ナレーション挿入後
- ④ 上記校正が終わった後の校正打ち合わせ
- ⑤ 納品前の打ち合わせ

このほか初回打ち合わせ及び納品時打ち合わせ各1回とし、合計7回の打ち合わせを行うものとする。

第4章 納入成果品

第16条（納入成果品）

本業務における成果品は以下のとおりとし、納入場所は発注者の指示する場所とする。

- ① テクスチャ付き三次元データ（obj形式、fbx形式） 1式
- ② 空中写真データ 1式
- ③ CG動画〔DVD、ブルーレイ、ムービーファイル（MPEG-4形式）各3種〕 1式
- ④ 作成工程を示したドキュメント 1式

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。